

第1章 総 則

第1節 目 的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務（以下「消防同意」という。）及び法第4章並びに勝山市火災予防条例（昭和48年条例第23号）の規定に基づく消防用設備等の設置規制事務（以下「設備規制事務」という。）の審査に必要な事項を定め、当該審査事務における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、事務手続きの簡素化及び迅速化を図ることを目的とする。

第2節 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性等に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（本審査基準内では★で表示）については、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確にする等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

なお、この基準は令和6年10月1日現在の法令等に基づき構成されているものである。基準日以降の法令改正等により変更があることに十分留意されたい。

第3節 用 語 例

この基準における用語の例は、次表の用語内容に示すとおりである。

No.	用語例	用語内容
1	法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
2	政令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
3	省令	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
4	危政令	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
5	危省令	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
6	危条則	勝山市危険物規制規則（平成 3 年規則第 3 号）
7	条例	勝山市火災予防条例（昭和 48 年条例第 23 号）
8	条則	勝山市火災予防条例施行規則（昭和 48 年規則第 18 号）
9	建基法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
10	建基政令	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
11	建基省令	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
17	予防規程	勝山市火災予防規程（平成 14 年消防本部訓令第 1 号）
18	建築物	建基法第 2 条第 1 号に規定するもの
19	建築設備	建基法第 2 条第 3 号に規定するもの
20	居室	建基法第 2 条第 4 号に規定するもの
21	主要構造部	建基法第 2 条第 5 号に規定するもの
22	延焼のおそれ のある部分	建基法第 2 条第 6 号に規定するもの
23	耐火構造	建基法第 2 条第 7 号に規定するもの
24	準耐火構造	建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するもの
25	防火構造	建基法第 2 条第 8 号に規定するもの
26	準防火構造	建基法第 23 条に規定する準防火性能を有するもの
27	不燃材料	建基法第 2 条第 9 号に規定するもの
28	耐火建築物	建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するもの
29	準耐火建築物	建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するもの
31	建築主事	建基法第 4 条に規定するもの
32	指定確認検査機関	建基法第 77 条の 21 に規定するもの
33	登録認定機関	省令第 31 条の 5 に規定する法人
34	地階	建基政令第 1 条第 2 号に規定するもの
35	準不燃材料	建基政令第 1 条第 5 号に規定するもの
36	難燃材料	建基政令第 1 条第 6 号に規定するもの
37	階数	建基政令第 2 条第 1 項第 8 号に規定するもの
38	防火設備	建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 61 条に規定するもの
39	特定防火設備	建基政令第 112 条第 1 項に規定するもの

40	防火戸	建基政令第 109 条第 1 項に規定するもの
41	特定防火戸	特定防火設備である防火戸
42	小屋裏	小屋ばりと屋根に囲まれた部分
43	天井裏	天井と小屋ばり又は直上階の床に囲まれた部分
44	検定品	日本消防検定協会の行う検定試験に合格したもの
45	鑑定品	日本消防検定協会の行う鑑定試験に合格したもの ※日本消防検定協会の鑑定事業は平成 25 年 3 月 31 日で廃止された。
46	J I S	日本産業規格

無印 ～ 法令基準

★ ～ 指導基準

消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、寒冷豪雪地域の特性、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険あるいは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

▲ ～ 法令基準に指導基準を加えた基準

第4節 消防同意事務の流れ

第1 建築物に対する消防同意

建築物に対し消防機関が最初に関与するのが、建築物に対する「消防同意」である。

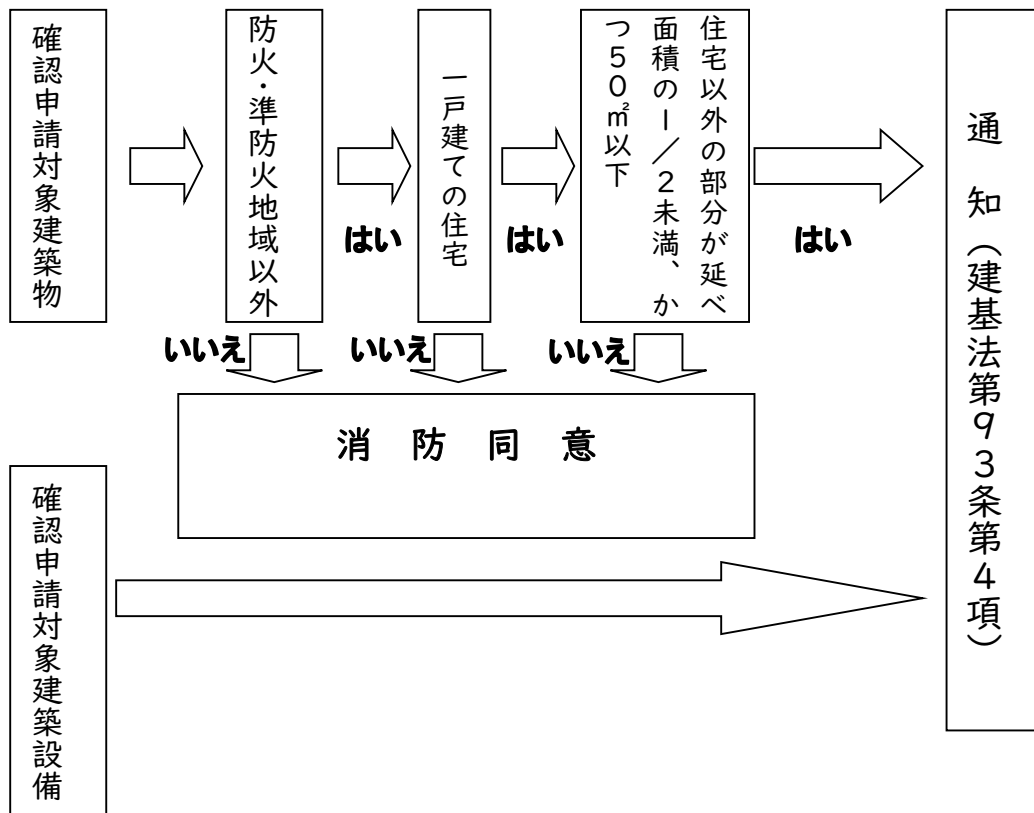
法第7条では、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について特定行政庁若しくは建築主事が許可、認可又は確認を行う場合、また、指定確認検査機関が確認を行う際に、消防署長の同意が必要である旨定められている。

これは、建築物の新築、増築等の計画が樹立される段階において、防火の専門的立場である消防機関が、防火上の観点からチェックし、予防行政の推進を図る目的で定められたものである。

消防機関の業務の中で、火災予防は極めて重要な任務であり、とりわけ消防同意は、建築物についての設計の段階から消防機関が防火面について関与することにより、火災に対して、安全な建物を建築させる仕組みとして、大きな役割を果たすものである。

本来の目的からすると、消防機関が防火の専門家として、建築物についての許可、認可等の行政行為を行うべきであるが、建築基準法上行われる許可、認可等の行政行為と一部競合し、これによる二重行政等を排除するために、できるだけ合理的、かつ、効率的な運用が期せられるよう、現在の「消防同意制度」が定められている。

◎消防同意のフロー



第5節 審査上の留意事項

第1 一般的な留意事項

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、事前相談時などの建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査を行うものである。このことから、下記事項に留意し、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行う必要がある。

- 1 消防同意及び設備規制事務は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の覚知、通報、避難、消火及び延焼拡大防止を含む消火活動等の防火対策を総合的な視野に立って指導を行うものであること。
- 2 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導等については、建築物の防火上の安全を基本として、他の要素との調和がとれるように行うものであること。
- 3 建築物の大規模化、複雑多様化等に伴い、建築工法、建築材料等の技術開発が著しく、さらに消防用設備等に関する各種の技術開発も同様であることなどから、これらの機能、信頼性等についての動向を十分に把握しながら、実態に即した指導を行うものであること。
- 4 消防同意及び設備規制事務を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害発生危険要因を考慮して総合的に指導を行うものであること。また、必要に応じて、適宜、関係各部と協議を行うものであること。
- 5 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導を行うものであること。
- 6 建築物の防火のために要する諸条件は、個別的、動態的であり、消防同意及び設備規制事務を行うにあたり、消防目的を達成するためには、行政指導が必要である。現在は、行政手続法（平成5年法律第88号）の制定により、行政の透明性、明確性が求められていることから、消防関係法令に規定された事項のほか、行政指導に係るものについては、特別の定めがある場合を除き、本審査基準に基づく行政指導により行うものであること。
- 7 法令等で定める事項以外の行政指導を含むものであっても、防災上重要な事項、自主設置のもの及び他の法令に基づいて設置されるものについては、積極的に関係者にその主旨を説明し、協力を得た上で、消防目的に沿った具体的な指導を行うものであること。
- 8 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となるものが明確な場合には、担当係と連携し、指導等にそごがないよう行うものであること。
- 9 消防同意の審査結果、防火に関する規定に抵触している場合は、原則として不同意とするものであるが、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が補正又は追加説明書を可能とする範囲に留意し審査を行うこと。なお、軽微な不備又は不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知すること。また、通知した日から補正されるまでの間又は追加説明書が提出されるまでの期間は、消防同意期間から除くことができること。
- 10 耐火性能検証法及び防火区画検証法（建基政令第108条の3）並びに避難安全検証法（建基政令第128条の6、第129条及び第129条の2）により、防火区画や避難施設等に関する規

定の適用除外を行っているものにあつては、建築物の形態、使用用途で異なることから、適用される係数及び計算式等が適合しているかを審査し、また、適用除外規定、その根拠及び前提条件等について、第2章第2節第4により保存を行うとともに、使用開始検査や査察時等に確認すること。

- 11 型式適合認定及び型式部材等製造者認証により設計された建築物等については、建基法上の審査の省略対象となる規定があることから、第1章第6節第2.5により審査を行うこと。

- 12 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

なお、期間の算定にあつては、同意を求められた当日は算入されず、また、建築主事等に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義*）をもって足りるものとする。また、期間の満了日（同意を求められた日から3日又は7日をいう。以下同じ。）が土曜日、日曜日、一般の休日、年末年始の執務を要しない日に当たる場合については、その日を期間内に算入しないものとする。

同意期間の開始日は、第2章第2節第1.1に定める受領場所及び同章同節第2.1に定める受付区分により、確認申請書（計画通知書を含む。）又は許可申請書（以下この章において、「確認申請書等」という。）を受け付けた日の翌日を第1日目とすること。なお、郵送等の送付方法により確認申請書等が受領場所に到着した場合は、同章同節に定める受領時間内にあつては当日を受け付けた日とし、受領時間外にあつては翌開庁日を受け付けた日とすること。

同意期間の満了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日（通知する日をいう。以下同じ。）とすること。

＊ 発信主義： 隔地者に対する意思表示について、相手方に向けて発信したとき（書簡をポストに投函したとき）に意思表示の効力を認めること。

<参考> 同意期間の算定例

想定： 建基法第6条第1項第1号～第3号に該当する建築物（同意日数7日）
の場合

◎ 一般的な算定方法

（例1 受領した日が平日の場合）

閉庁日閉庁日							
火	水	木	金	土	日	月	火
受	1	2	3	4	5	6	7
領	日	日	日	日	日	日	日
日	目	目	目	目	目	目	目

起算日

終了日

※ 土、日、祝日等の閉庁日も期間に含まれる。

（例2 満了日が祝日の場合）

閉庁日閉庁日							祝 日	
火	水	木	金	土	日	月	火	水
受	1	2	3	4	5	6	7	8
領	日	日	日	日	日	日	日	日
日	目	目	目	目	目	目	目	目

起算日

終了日

※ 満了日が祝日（閉庁日）の場合等は、その翌開庁日が終了日となる。

◎ 特例的な算定方法

（例3 受領日の翌日が土曜日（閉庁日）の場合）

閉庁日 閉庁日							閉庁日閉庁日			
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
受			1	2	3	4	5	6	7	8
領			日	日	日	日	日	日	日	日
日			目	目	目	目	目	目	目	目

起算日

終了日

※ 受領日の翌日が土曜日等（閉庁日）となる場合は、翌開庁日を起算日とする。

(例4 年末年始の場合)

年 末 年 始							閉庁日 閉庁日		
12/28	12/29 ～1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11
月	火 ～ 日	月	火	水	木	金	土	日	月
受 領 日	年 末 年 始 閉 庁 日	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目
起算日							終了日		

※ 受領日の翌日が年末年始の閉庁日となる場合は、翌開庁日を起算日とする。

- 13 消防用設備等の設置基準について、特例の適用が可能なものにあつては、政令第32条又は条例第55条に基づき、消防長に消防用設備等に係る特例認定申請を行うことにより、その一部又は全部を緩和することができる旨を、事前相談等の機会に、改めて建築主等に教示すること。

第2 その他

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)においては、同法第17条第6項の規定に基づき建築主事が適合通知を行い、所管行政庁が認定を行った場合には、建基法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる。建基法第93条の規定は、建築主事が適合通知する場合に準用される。
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)においては、同法第17条第4項に基づき、建築主事の同意を得て、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をした時は、建基法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる。建基法第93条の規定は、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をしようとする場合に準用される。
- 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成9年法律第49号)においては、同法第5条第3項に基づき建築主事が同意を行い、所管行政庁が建替計画の認定を行った場合は、建基法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる。建基法第93条の規定は、所管行政庁が建築物の建替計画の認定をしようとする場合に準用される。
- 旧建基法第38条を適用した建築物は、平成14年6月1日以降、一部の建築物にあつては不適格建築物となることから、増築、改築、大規模な模様替、用途変更の審査については、留意すること。

第6節 審 査 方 法

第1 関係法令適用の範囲

1 消防同意及び設備規制事務審査対象法令

- (1) 法第7条及び建基法第93条に定める建築物の防火に関する規定は、第2「防火に関する規定」による。
- (2) 法第4章及び条例に規定する消防用設備等

2 消防同意の審査の範囲

法第7条に基づく消防同意の審査は、次によること。

- (1) 法関係については、すべての規定とすること。
- (2) 建基法関係

建基法関係の防火に関する規制内容及び規制条文は、第2.2「建築基準法令上の防火に関する規定」によること。

第2 防火に関する規定

1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める建築物の防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

(1) 法関係

- ア 法
- イ 政令
- ウ 省令
- エ 危政令
- オ 危省令
- カ 条例
- キ 条則
- ク 危条則

(2) 建基法関係

- ア 建基法
- イ 建基政令
- ウ 建基省令
- エ 建基条例
- オ 建基細則

(3) 電気事業法関係

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）

(4) 都市計画法関係

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- イ 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
- ウ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

(5) その他の防火に関する規定（4「関係法令上における防火に関する規定」参照）

2 建築基準法令上の防火に関する規定

第1.2.(2)「建基法関係」の規定は、次のとおりである。

(1) 集団規定

- ア 防火地域内の建築物（建基法第61条）
- イ 準防火地域内の建築物（建基法第61条、建基政令第136条の2）
- ウ 屋根の不燃規制（建基法第62条）
- エ 隣地境界線に接する外壁（建基法第63条）
- オ 屋上に設ける広告塔の不燃規制（建基法第64条）
- カ 総合的設計による一団地の建築物の取扱い（建基法第86条、建基条例第76条）

(2) 単体規定

ア 構造関係

- (7) 大規模の建築物の主要構造部等（建基法第21条、建基政令第109条の4～7）
- (4) 屋根の不燃性能（建基法第22条、建基政令第109条の8）
- (9) 木造建築物等の外壁（建基法第23条、建基政令第109条の9）
- (2) 木造建築物等である特殊建築物の外壁等（建基法第24条、建基条例第61条）
- (4) 大規模の木造建築物等の外壁等（建基法第25条）
- (4) 耐火建築物等とすべき特殊建築物（建基法第27条、建基政令第115条の2の2、第115条の3、第115条の4、第116条）
- (4) 地階に設ける居室の構造（建基条例第15条）
- (9) 自動車車庫、自動車修理工場の構造（建基条例第38条）
- (9) 長屋の形態及び戸数（建基条例第7条）
- (2) 映写室の構造（建基条例第56条）

イ 防火区画、防火壁及び界壁関係

- (7) 大規模木造建築物の防火壁（建基法第26条、建基政令第113条、第115条の2）
- (4) 面積による区画（建基法第36条、建基政令第112条）
- (9) 異種用途の区画（建基法第36条、建基政令第112条）
- (2) 吹抜き等の堅穴区画（建基法第36条、建基政令第112条）
- (4) 長屋、共同住宅等の界壁等の構造（建基法第36条、建基政令第114条）
- (4) 自動車車庫、自動車修理工場等の区画（建基条例第39条）

ウ 避難関係

- (7) 階段の幅員等の規制（建基法第35条、第36条、建基政令第23～27条、第124条、建基条例第41条）
- (4) 直通階段、避難階段、特別避難階段の設置（建基法第35条、第36条、建基政令第120条、第121条、第122条、第123条、建基条例第14条、第42条の2、第52条）
- (9) 屋外階段、避難階段、特別避難階段の構造（建基法第35条、第36条、建基政令第121条の2、第123条、建基条例第50条、第51条、第52条）
- (2) 廊下の幅員等（建基政令第119条、建基条例第42条、第48条、第53条）
- (4) 屋外への出口等（建基政令第125条、第125条の2、建基条例第6条、第13条、第

27 条)

- (ロ) 幼稚園、学校等の教室の出入口（建基条例第 24 条）
- (ハ) 屋上広場等の規制（建基政令第 122 条、第 126 条）
- (ニ) 興行場等の客席部の通路（建基条例第 45 条）
- (ホ) 興行場等の出入口等（建基条例第 46 条、第 47 条、第 49 条、第 54 条）
- (ヘ) 興行場等の施設の共用（建基条例第 57 条）

エ 道路、通路関係

- (ア) 敷地の接道規制（建基法第 43 条、建基条例第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 31 条、第 36 条、第 44 条）
- (イ) 敷地内の通路、空地の規制（建基政令第 128 条、第 128 条の 2、建基条例第 32 条、第 37 条）
- (ロ) 道路内の建築物の構造等（建基法第 44 条、建基政令第 145 条）
- (ハ) 興行場等の敷地と道路の関係（建基条例第 44 条、第 55 条）

オ 内装規制関係

- (ア) 特殊建築物等の内装規制（建基法第 35 条の 2、建基政令第 128 条の 3 の 2～第 128 条の 5）
- (イ) 長屋の内装（建基条例第 9 条）
- (ロ) 上階に共同住宅、寄宿舎を設ける建築物の内装（建基条例第 26 条）

カ 進入口、建築設備関係

- (ア) 非常用進入口及び非常用昇降機の設置及び構造（建基法第 34 条、第 35 条、建基政令第 126 条の 6、第 126 条の 7、第 129 条の 13 の 2、第 129 条の 13 の 3、建基条例第 42 条の 2）
- (イ) 排煙設備の設置及び構造（建基法第 35 条、建基政令第 126 条の 2、第 126 条の 3）
- (ロ) 非常用の照明装置等の設置及び構造（建基法第 35 条、建基政令第 126 条の 4、第 126 条の 5）
- (ハ) 電気設備及び避雷設備の基準（建基法第 32 条、第 33 条、建基政令第 129 条の 14、第 129 条の 15）
- (ニ) 火気使用室等の構造設備（建基法第 28 条、建基政令第 20 条の 3）
- (ホ) 煙突の構造（建基政令第 115 条、建基条例第 16 条、第 16 条の 2）
- (ヘ) 換気設備の構造（建基政令第 20 条の 2、第 129 条の 2 の 5）
- (ト) 給排水等配管設備の設置及び構造（建基政令第 129 条の 2 の 4）
- (チ) 冷却塔設備の構造（建基政令第 129 条の 2 の 6）
- (リ) エレベーター、小荷物専用昇降機のかご及び昇降路、出入口戸の不燃材料等（建基政令第 129 条の 6、第 129 条の 7、第 129 条の 9、第 129 条の 11、第 129 条の 13）

キ その他

- (ア) 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制（建基政令第 128 条の 3）
- (イ) 中央管理室の設置、機能等（建基政令第 20 条の 2、第 126 条の 3、第 129 条 13 の 3）

(3) その他

ア 構造、材料、防火設備関係

- (7) 耐火性能、準耐火性能、防火性能、不燃性能（建基法第 2 条、建基政令第 107 条、第 107 条の 2、第 108 条、第 108 条の 2）
- (4) 耐火建築物、準耐火建築物（建基法第 2 条、建基政令第 108 条の 3、第 109 条の 3）
- (6) 防火戸その他の防火設備（建基法第 2 条、第 64 条、建基政令第 109 条、第 109 条の 2、第 110 条の 3、第 136 条の 2）
- (5) 窓その他の開口部を有しない居室等（建基法第 35 条、第 35 条の 2、第 35 条の 3、建基政令第 111 条、第 116 条の 2、第 128 条の 3 の 2）
- (8) 簡易な構造の建築物の規制（建基法第 84 条の 2、建基政令第 136 条の 9、第 136 条の 10、第 136 条の 11）
- イ 建築材料の品質（建基法第 37 条、建基政令第 144 条の 3）
- ウ 耐火性能検証法（建基法第 2 条、建基政令第 108 条の 3）
- エ 避難上の安全の検証（建基政令第 129 条、第 129 条の 2、第 129 条の 2 の 2）

3 消防同意時の建築基準法令等に関する審査事項

(1) 適用範囲

別表 1 から別表 2 までの取扱いについては、法第 7 条の規定に基づき消防長が行う同意のうち、建基法第 6 条第 4 項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事が確認を行う場合又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定により指定確認検査機関が確認を行う場合において、消防長に求められた消防同意について適用するものであること。

(2) 建基法及び建基政令等

建基法及び建基政令等については、これらの法令の防火に関する規定のうち、別表 1 から別表 2 までに掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

別表1 建基法及び建基政令に係る審査事項

※ 表中の法は建基法、令は建基政令を示す。

審査の要否 ○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの －：審査の必要のないもの /：該当事項がないもの

審 査 事 項		関連条文 (主なもの)	特定 防火 対象物	非特定防火対象物		長屋	戸建 住宅	
				共同住宅 等以外	共同住宅等			
					中高層			低層
道路との関係、 敷地内道路	法第 35 条(令第 128 条)(敷地内の通路)	令第 123 条 令第 125 条	○	○	○	○	—	—
	法第 35 条(令第 128 条の 2)(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)	令第 107 条 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 3 令第 109 条の 5	○	○	○	○	—	—
	法第 43 条(敷地等と道路との関係)	令第 116 条の 2	○	○	○	○	○	—
	法第 44 条(道路内の建築制限)	令第 145 条	—	—	—	—	—	—
主要構造部の制限	法第 21 条(大規模の建築物の主要構造部等)	令第 46 条 令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 3 令第 109 条の 4 令第 109 条の 5 令第 109 条の 6 令第 109 条の 7 令第 115 条の 2	△	△	△	△	△	—
	法第 27 条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 3 令第 110 条 令第 110 条の 2 令第 110 条の 3 令第 110 条の 4 令第 110 条の 5 令第 115 条の 4 令第 116 条	△	△	△	△		
	法第 35 条の 3(無窓の居室等の主要構造部)	令第 107 条 令第 108 条の 2 令第 111 条	○	○	—	—	—	—
	法第 61 条(防火地域内の建築物)	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 3 令第 108 条 令第 108 条の 2	○	○	○	○	○	○

	法第 426 条(準防火地域内の建築物)	同上 令第 136 条の 2	○	○	○	○	○	○
屋根	法第 22 条(屋根)	法第 24 条の 2 令第 109 条の 8	○	○	○	○	○	○
	法第 62 条(屋根)	令第 136 条の 2 の 2	○	○	○	○	○	○
外壁等	法第 23 条(外壁)		○	○	○	○	○	○
	法第 25 条(大規模の本 建建築物の外壁等)	令第 108 条 令第 109 条の 7 令第 109 条の 8	○	○	△	△	△	—
	法第 64 条(開口部の防 火戸)	令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 136 条の 2 の 3	○	○	○	○	○	○
	法第 63 条(隣地境界線 に接する外壁)		○	○	○	○	○	○
防火区画等	法第 26 条(防火壁等)	令第 107 条 令第 113 条 令第 115 条の 2	○	○	○	△	△	—
	法第 26 条(令第 112 条) (防火区画 (面積区画))	法第 21 条 法第 27 条 法第 61 条 令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 3 令第 109 条の 5 令第 110 条 令第 110 条の 2 令第 110 条の 3 令第 115 条の 3 令第 136 条の 2	○	○	○	△	△	—
	法第 26 条(令第 112 条) (防火区画 (型大区画))	令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 136 条の 2	○	○	○	△	—	—
	法第 26 条(令第 112 条) (防火区画 (異種用途区 画))	法第 27 条 令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 2 令第 109 条の 5 令第 110 条 令第 110 条の 2 令第 110 条の 3	○	○	○	△	—	—

	法第36条(令第114条) (建築物の界壁、間仕切 壁及び隔壁)	令第107条 令第107条の2 令第112条	○	○	○	△	△	—
廊下	法第35条(令第119条) (廊下の幅)		○	○	○	△	—	—
階段	法第35条(令第120条) (直通階段の設置)	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第116条の2	○	○	○	△	—	—
	法第35条(令第121条) (2以上の直通階段を設 ける場合)	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第123条	○	○	○	△	—	—
	法第35条(令第121条の 2)(屋外階段の構造)	令第107条の2	○	○	○	△	—	—
	法第35条(令第122条) (避難階段の設置)	令第123条 令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第126条	○	○	○	△	—	—
	法第35条(令第124条) (物品販売場を含む店舗 における避難階段等の 幅)	令第123条 令第126条	○					
	法第36条(令第23条) (階段及びその廻廊の幅 並びに階段のけあげ及 び積面の寸法)	令第120条 令第121条	○	○	○	△	—	—
	法第36条(令第24条) (廻廊の位置及び階幅)		○	○	—	—	—	—
	法第36条(令第25条) (階段等の手すり等)		—	—	—	—	—	—
	法第36条(令第26条) (階段に代わる傾斜路)		—	—	—	—	—	—
出入口	法第35条(令第118条) (客室からの出口の戸)		○	—				
	法第35条(令第125条) (屋外への出口)	令第120条 令第124条	○	○	—	—	—	—
	法第35条(令第125条の 2)(屋外への出口等の 施設設置の構造等)	令第123条	○	○	—	—	—	—
屋上広場	法第35条(令第126条) (屋上広場等)	令第122条	○	○	○	—	—	—
内装制限	法第35条の2 (特殊建築物等の内装)	令第128条の3の2 令第128条の4 令第128条の5	○	○	△	—	—	—
昇降機	法第34条第2項 (非常用の昇降機)	令第129条の6 令第129条の7 令第129条の13の2 令第129条の13の3	○	○	○	—	—	—

法第35条(令第126条の2)(排煙設備の設置)	令第126条の3 令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第115条 令第116条の2	○	○	○	—	—	—	
非常用の照明装置	法第35条(令第126条の4)(非常用の照明装置の設置)	令第126条の5 令第116条の2	○	○	○	—	—	—
非常用の出入口	法第35条(令第126条の6)(非常用の出入口の設置)	令第126条の7 令第129条の13の2	○	○	○	○	○	○
地下街	法第35条(令第128条の3)(地下街)	令第23条 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第126条の2 令第126条の3 令第126条の4 令第126条の5 令第129条の2の4	○					
特殊な構造の建築物	法第84条の2(特殊な構造の建築物に対する制限の緩和)	令第136条の9 令第136条の10	○	○				
その他	法第40条(条例附加)	※ 備考8及び別表3 参照						

(備考)

- 1 「特定防火対象物」とは、建築物であって法第17条の2の5第2項第4号に定める防火対象物をいう。
- 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって政令別表第1に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。
- 3 「共同住宅等」とは、建築物であって政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物をいう。
- 4 「共同住宅等以外」とは、非特定防火対象物のうち、「共同住宅等」以外のものをいう。
- 5 共同住宅等のうち、「中高層」とは、地階を除く階数が3を超えるものをいう。
- 6 共同住宅等のうち、「低層」とは、地階を除く階数が3以下のものをいう。
- 7 「長屋」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋(2以上の住戸を有する建築物で、隣接する住戸が開口部のない壁又は床を共有し、廊下・階段等の共用部分を有しない形式の建築物)をいう。
- 8 関連条文は、審査事項を審査する上で必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、道建基条例、建基条例等、表記以外の審査が必要な場合もあるので留意すること。

別表2 各種検証法により適用除外となる条文

各種検証法	適用除外となる条文（建基政令）
耐火設計法	第112条第1項及び第7項から第11項まで及び第16項から第21項まで 第114条第1項及び第2項 第117条第2項 第120条第1項、第2項及び第4項 第121条第2項 第122条第1項 第123条第1項第1号、第4号及び第7号及び第3項第3号、第6号及び第11号 第123条の2 第126条の2 第128条の4第1項及び第4項 第128条の5第1項及び第4項 第129条第1項 第129条の2第1項 第129条の2の4第1項 第129条の13の2 第129条の13の3第3項及び第4項 第137条の14並びに第145条第1項第1号及び第2項
防火区画検証法	第112条第1項、第7項から第11項まで、第16項、第18項、第19項及び第21項 第122条第1項 第123条第1項及び第3項 第126条の2 第128条の5第1項及び第4項 第129条の2の5第1項 第129条の13の2 第129条の13の3第3項及び第137条の14
区画避難安全検証法	第126条の2 第126条の3 第126条の5
階避難安全検証法	第119条 第120条 第123条第3項第1号、第2号、第10号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第12号 第124条第1項第2号 第126条の2 第126条の3 第128条の5（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）
全館避難安全検証法	第112条第7項、第11項から第13項まで及び第18項 第119条 第120条 第123条第1項第1号及び第6号、第2項第2号並びに第3項第1号から第3号まで、第10号及び第12号 第124条第1項 第125条第1項及び第3項 第126条の2 第126条の3 第128条の5（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）

別表3 福井県建築基準条例に係る審査事項

審 査 事 項		
長屋および共同住宅	第4条	主要な出入口と道路との関係
		形態及び戸数
特 殊 建 築 物	第5条	2階における共同住宅および寄宿舍
	共同住宅および寄宿舍	第6条 共同炊事場
	百貨店	第7条 敷地と道路との関係
		第8条 前面の空地等
	自動車車庫・自動車 修理工場	第9条 自動車の出入口
		第10条 前面空地
		第11条 構造
		第12条 他の用途部分との区画
	公衆浴場	第13条 構造
		第14条 煙突
		第15条 火たき場
		第16条 灰捨て場
	興行場	第17条 敷地と道路との関係
		第18条 前面空地
		第19条 側面空地
		第20条 客用の出入口
		第21条 客席の段床
		第22条 廊下および通路
特 別 な 配 慮 を 要 す る 特 殊 建 築 物	一 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、児童福祉施設等、公会堂または集会場の用途に供する建築物	第23条 適用の範囲
	二 飲食店（料理店、キャバレーその他これらに類するものを含む。）の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積300㎡以下のものを除く。）	第24条 利用者用の出入口等
	三 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物店（当該用途に供する部分の床面積500㎡以下のものを除く。）	第25条 利用者用の敷地内の通路
	四 体育館、ボーリング場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、観覧場、展示場、遊技場、公衆浴場、ホテルまたは旅館（当該用途に供する部分の床面積1000㎡以下のものを除く。）	第26条 利用者用の廊下等
	五 共同住宅または寄宿舍（当該用途に供する部分の床面積1500㎡以下のものを除く。）	第27条 利用者用の会談
	六 第2号および第3号の用途に併せて供する建築物（当該用途に供する部分の床面積500㎡以下のものを除く。）	第28条 制限の緩和
	七 第2号および第4号の用途、第3号および第4号の用途または第2号。第3号および第4号の用途に併せて供する建築物（当該用途に供する部分の床面積1000㎡以下のものを除く。）	第29条 既存の建築物に対する制限の緩和

4 関係法令上における防火に関する規定

第 2. 1. (8)「その他の防火に関する規定」の詳細は、次のとおりである。

- (1) 事業附属寄宿舍規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）
 - ア 第 1 種寄宿舍の位置、構造等（第 7 条、第 9 条、第 10 条）
 - イ 第 1 種寄宿舍の避難階段の数（第 11 条）
 - ウ 第 1 種寄宿舍における階段通路等の表示、出入口の構造等（第 12 条、第 13 条）
 - エ 第 1 種寄宿舍における警報設備、消火設備（第 13 条の 2、第 14 条）
 - オ 第 1 種寄宿舍における階段の構造及び廊下の構造（第 17 条、第 18 条）
- (2) 建設業附属寄宿舍規程（昭和 42 年労働省令第 27 号）
 - ア 位置（第 6 条）
 - イ 避難用階段等の数、表示及び出入口等（第 8 条～第 10 条）
 - ウ 警報設備及び消火設備（第 11 条、第 12 条）
 - エ 階段の構造、廊下の幅及び避難施設の照明（第 13 条～第 15 条）
- (3) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
 - ア 化学設備を設ける建築物の構造（第 268 条）
 - イ 灰捨場の構造（第 292 条）
 - ウ 危険物乾燥設備を有する建築物の構造（第 293 条）
 - エ アセチレン発生器室の位置及び構造（第 302 条、第 303 条）
 - オ 移動式アセチレン溶接装置の格納室の構造（第 304 条）
 - カ カーバイトのかすだめの構造（第 307 条）
 - キ ガス装置室の位置及び構造（第 308 条、第 309 条）
 - ク 危険物等の作業場における避難用出入口、直通階段、警報設備等（第 546～549 条）
 - ケ 貸与形式建築物における共用の避難用出入口、警報設備等（第 670 条、第 671 条）
- (4) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
 - ア ボイラー室の区画及び出入口（第 18 条、第 19 条）
 - イ ボイラーと可燃物との距離（第 21 条）
- (5) 幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）
 - 園舎の階数及び構造（第 8 条）
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
 - 保育所の構造、設備等（第 32 条）
- (7) 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生省令第 22 号）
 - 援護施設の敷地、構造及び設備（第 3 条、第 13 条、第 25 条、第 26 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 62 条、第 71 条）
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
 - 療養介護に係る指定障害者福祉サービスの事業の非常災害対策（第 70 条）
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
 - 指定障害者支援施設等の非常災害対策（第 44 条）

- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
 - ア 障害福祉サービス事業の非常災害対策（第 8 条、第 50 条、第 55 条、第 61 条、第 70 条、第 85 条、第 88 条）
 - イ 自立訓練事業所の構造（第 58 条第 6 項及び第 7 項）
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）
 - 地域活動支援センターの非常災害対策（第 4 条）
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）
 - ア 福祉ホームの構造（第 3 条第 2 項及び第 3 項）
 - イ 福祉ホームの非常災害対策（第 5 条）
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
 - ア 障害者支援施設の構造（第 4 条第 2 項及び第 3 項）
 - イ 障害者支援施設の非常災害対策（第 7 条）
- (14) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）
 - 養護老人ホームの構造、設備等（第 11 条）
- (15) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）
 - 特別養護老人ホームの構造、設備等（第 11 条、第 35 条、第 55 条、第 61 条、第 65 条）
- (16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
 - 既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例（第 23 条）
- (17) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）法第 23 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準（第 13 条）
- (18) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
 - 計画の認定（第 8 条第 3 項第 3 号、第 4 号）
- (19) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）
 - 法第 8 条第 3 項第 4 号の主務省令で定める防火上の基準（第 6 条（第 1 項第 2 号を除く。））
- (20) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）
 - ア 病院及び診療所の構造及び設備（第 16 条）
 - イ 助産所の構造及び設備（第 17 条）
 - ウ 診療用放射線照射装置使用室、放射線同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造（第 30 条の 6、第 30 条の 7 の 2、第 30 条の 9）
- (21) 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）
 - ア 放射性医療品を取り扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備（第 1 条、第 2 条）
 - イ 放射性医薬品の製造所の構造及び設備（第 9 条）

- (22) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
 - ア 厚生省令で定める施設とその施設の基準（第 3 条、第 41 条）
 - イ 構造設備の基準（第 4 条）
- (23) 倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）
 - 1 類倉庫、2 類倉庫、3 類倉庫、貯蔵倉庫及び冷蔵倉庫の構造設備等（第 3 条、第 3 条の 3～第 3 条の 6、第 3 条の 9～第 3 条の 11）
- (24) 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
 - ア 定置式製造設備に係る技術上の基準（第 6 条）
 - イ 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準（第 7 条）
 - ウ 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準（第 7 条の 2）
 - エ 特定圧縮水素スタンドに係る技術上の基準（第 7 条の 3）
 - オ 第二種製造者に係る技術上の基準（第 11 条・第 12 条）
 - カ 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第 18 条）
 - キ 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準（第 22 条）
 - ク 容器により貯蔵する場合の技術上の基準（第 23 条）
 - ケ 第二種貯蔵所に係る技術上の基準（第 26 条）
 - コ 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第 55 条）
 - サ その他消費に係る技術上の基準（第 60 条）
- (25) 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
 - ア 第一種製造設備に係る技術上の基準（第 6 条）
 - イ 第二種製造設備に係る技術上の基準（第 7 条）
 - ウ 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準（第 8 条）
 - エ 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第 19 条）
 - オ 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準（第 23 条）
 - カ 容器により貯蔵する場合の技術上の基準（第 24 条）
 - キ 第二種貯蔵所に係る技術上の基準（第 27 条）
 - ク 販売業者等に係る技術上の基準（第 41 条）
 - ケ 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第 53 条）
 - コ その他消費に係る技術上の基準（第 58 条）
- (26) 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）
 - ア 貯蔵施設の技術上の基準（第 14 条）
 - イ 供給設備の技術上の基準（第 18 条）
 - ウ バルク供給に係る供給設備の技術上の基準（第 19 条）
 - エ 特定供給設備の技術上の基準（第 53 条）
 - オ バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準（第 54 条）
- (27) 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）
 - ア 定置式製造設備に係る技術上の基準（第 7 条）

- イ 第二種製造者に係る技術上の基準(第 12 条)
- (28) 火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)
 - ア 製造施設の位置、構造、設備等(第 4 条)
 - イ 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準(第 16 条)
 - ウ 火薬庫の位置(第 23 条)
 - エ 地上式 1 級火薬庫の構造及び設備(第 24 条)
 - オ 地上覆土式 1 級火薬庫の構造及び設備(第 24 条の 2)
 - カ 地中式 1 級火薬庫の構造及び設備(第 25 条)
 - キ 2 級火薬庫の構造及び設備(第 26 条)
 - ク 3 級火薬庫の構造及び設備(第 27 条)
 - ケ 水蓄火薬庫の構造及び設備(第 27 条の 2)
 - コ 実包火薬庫の構造及び設備(第 27 条の 4)
 - サ 煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の構造及び設備(第 28 条、第 29 条)
- (29) 駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)
 - 避難施設及び防火区画(第 10 条、第 11 条)
- (30) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)
 - 庁舎の構造(第 7 条)
- (31) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号) 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造(第 14 条の 7～第 14 条の 11)
- (32) 国際観光ホテル整備法施行規則(平成 5 年運輸省令第 3 号)
 - ア 登録ホテルの避難施設、消火器等(第 4 条)
 - イ 登録旅館の避難施設、消火器等(第 17 条)

5 消防同意及び使用開始検査において審査・検査の省略対象となる規定と審査・検査の対応

建基法第 93 条第 3 項において、建基法第 68 条の 20 第 1 項(第 68 条の 22 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が建基法第 93 条第 1 項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用するとされていることから、次表に掲げる型式適合認定に係る一連の規定(建基政令第 136 条の 2 の 11 に定める規定)、建基政令第 10 条第 1 項第 3 号及び同条第 1 項第 4 号の規定が審査・検査省略の対象とされる。

ただし、型式適合認定を受けた建築物については、型式に適合しているか否かの審査及び検査は必要である。

また、認証型式部材等を有する建築物については、建基省令第 10 条の 5 の 16 各号の定めるところにより、建築士である工事監理者によって設計図書どおりの工事が行われたかを確認すること。

建築物以外の認証型式部材等については、建基法第 68 条の 19 第 1 項で定める表示(建基省令別記第 50 号の 10 様式に定めるもの)を見やすい箇所に表示することとされているので、この表示を確認すること。

消防同意及び使用開始検査において審査・検査の省略対象となる規定一覧表（建基法第6条の3）

対象となる建築物	審査・検査が省略される規定
型式適合認定を受けた部分を有する建築物	型式適合認定は同一の型式で量産される建築設備や、標準的な仕様書で建設される住宅などの型式について、建築基準法の構造、防火、設備及び一般構造にわたる幅広い規定に適合していることを予め認定するもの。認定に係る一連の規定の審査及び型式に適合しているか否かの審査・検査が省略される。（建基法第68条の10）
型式適合認定を受けた部材等を有する建築物	型式部材等製造者認証は型式適合認定を受けた部材等の製造者について、その部材等を適切な品質管理のもと認定型式どおりに製造できる者であるかどうかを審査し、認証するもの。認定に係る一連の規定の審査・検査が省略されるが、型式に適合しているか否かの審査・検査は行われる。（建基法第68条の20）
建築士の設計した法第6条第1項第4号の建築物	建基政令第10条第3号又は第4号に掲げる規定の審査・検査が省略される。